

特に所謂公益事業に従事する労働者より全く罷業の日を奪はんとする反動的法律である。わが評議會は次の方針に依り、他団体と協同し、全力を擧げて、兩者の通過を阻止せんとするものである。

- (1) 今期議會に對する反対示威運動、反対演説會、其の他すべての反対運動を他のすべての団体と協同して、全國的に組織化し、是れに参加すること。
- (2) 今次の悪労働組合法案の完全に消滅するまで運動を継続すること。
- (3) 労働組合の組織活動の自由を完全に保証する労働組合法案の獲得に努力すること。

第五、議會対策の件

アルジョア政黨相互の鬭争は次第に激甚となり、議會解散の可能性が増した。議會解散は當然に普通選挙法を以てする新選挙が行はれる。無産階級陣営内の政治力も

組織化されずと雖も、若くは無産階級の政治的勢力の直接増加並びに労働大衆の政治的覺醒のためには議會解散を要求し新選挙を要求する。我評議會は議會に對し、解散非解散の両場合を豫想し、次の方針を以て進む。

- (1) 議會を解散し新選挙法による新選挙の實施を要求すること。
- (2) 議會解散の場合には次の方針をとること。
 - (a) 無産政黨若くは準備會が共同に候補者を選定し各団体が共同にこれに權助すること。
 - (b) 一選挙区一候補の原則をとり無産者同士の競走を避くること。
 - (c) 当選不可能の地方にても宣傳候補者を立て無産階級の投票を無産者候補に集中すること。
 - (d) 全然候補者なき場合は急進自由主義の候補者に無産階級の利益とある具體的条件のため、に戦ふことを公約せしめ是に投票すること。(例案を維持する態度、完全あり)